

令和 7 (2025) 年度栃木県農薬危害防止運動実施要領

1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康保護及び環境保全に極めて重要である。しかしながら、農薬のラベルに記載された使用基準及び注意事項の確認不足による誤使用や、周辺環境への配慮を欠いた不適切な使用が依然として確認されている。また、農薬の販売については、帳簿の不備や販売業届の未提出のほか、不適切な農薬の販売等の事例が散見される状況にある。

このため、関係法令の周知を図り、農薬に対する正しい知識を広く普及することで、農薬事故並びに農薬の不適正な使用及び販売を防止するため農薬危害防止運動を実施する。

2 実施期間

令和 7 (2025) 年 6 月 1 日～8 月 31 日の 3 か月間及び 11 月 1 日～令和 8 (2026) 年 1 月 31 日の 3 か月間の合計 6 か月間

3 実施主体

栃木県

4 重点実施事項

(1) 農薬適正使用・管理の徹底

- ・「農薬適正使用啓発チラシ」の活用により、農薬適正使用の徹底を指導する（別紙 1 参照）。
- ・農薬の使用に当たっては、ラベル等で登録農薬であることを確認した上で、使用基準（適用作物、使用時期、使用方法等）を遵守し、農薬の使用履歴を記帳するよう指導を徹底する。
- ・被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、使用場所や周辺の状況に十分に配慮するとともに、使用上の注意事項等に従い、施用後直ちに被覆を完全に行うこと等安全確保を徹底する。
- ・毒物及び劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、誤飲、盗難防止に向けて安全な場所に施錠して適切に保管するとともに、希釈液等を飲食品の空容器等へ移し替えないよう指導を徹底する。

(2) 安全・安心な農産物の生産のための取組強化

- ・GAP（農業生産工程管理）の実践指導を通し、農薬の適正使用及び農薬使用履歴の記帳を推進する。

(3) 周辺への配慮の徹底

- ・住宅地等に近接する農地において農薬を散布する場合は、周辺住民等への事前周知及び飛散防止対策の徹底を指導する。
- ・ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹等において病虫害雑草除を行う場合は、農薬を使用しない防除に最大限努め、やむを得ず農薬を使用する場合にも、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を十分に検討する。散布する場合は、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）や「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261

号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を参考にするとともに最小限の部位及び区域にとどめ、周辺住民等への事前周知及び飛散防止対策の徹底を指導する。

(4) 蜜蜂の被害防止対策の強化

- ・養蜂家に対して農薬散布計画等の情報を提供し、巣箱の退避などの対策を推進する。
- ・農業団体や水稻生産者等に対して蜂場設置場所等の情報を提供し、蜜蜂の活動が盛んな時間帯における農薬散布を避けることや、蜜蜂が暴露しにくい形態の殺虫剤を使用するなどの対策を推進する。

(5) 農薬の適正販売の徹底

- ・農薬販売者等を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の疑いがある資材が絶対に販売されることのないよう指導する。
- ・毒物及び劇物を販売する際には、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うよう指導する。
- ・農薬として使用できない除草剤の販売者に対して、公衆の見やすい場所に、「農薬として使用できない」旨を必ず表示するよう指導する。

(6) 無人航空機利用における遵守事項と危害防止対策の徹底

- ・無人航空機を用いて農薬を散布する者に対し、関係法令等を遵守するとともに、周辺住民等への事前周知と危害防止に万全を期すよう指導を徹底する。
- ・特に、実施区域周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、当該施設の管理者及び利用者並びに居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整すること。

(7) インターネットを利用した農薬の販売に対する指導

- ・インターネットによる通信販売やオークション等を利用して農薬を販売する場合も届出が必要であることや小分けした農薬を販売してはならないこと等を利用者に周知するため、農薬販売者の届出に関するホームページに掲載する等により、幅広く周知する。

(8) 周知・指導が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

- ・農産物直売所に出荷する生産者に対しては、周知・指導の徹底が図られるよう、講習会等への積極的な参加や巡回等により普及啓発を図る。
- ・農産物直売所の管理者に対しては、直売所に出荷する生産者に対し、農薬の適正使用に関する注意喚起や集荷の際の生産履歴の確認等により、普及啓発を図る。

5 推進方法

- (1) 市町や関係団体等と連携し、広報誌、ラジオ、インターネットなど多様な広報手段を活用し、農地のみならず、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物・街路樹等や一般家庭等で農薬を使用する者に対して、本運動の周知や農薬についての知識の習得と安全な使用についての啓発を図る。

- ・広報予定：県民だより（広報誌）、県政ナビ（ラジオ）、県ホームページ
- ・「農薬中毒の症状と治療法」に係る国からの情報を医療機関等へ提供
- ・市町及び関係団体等に対して、ホームページや広報誌への掲載、回覧板等を活用した幅広い周知

を推進

- (2) 生産者及び農薬販売者への啓発資料配布（別紙2、3参照）・現地指導を実施する。
- (3) 農薬適正使用を指導する人材を養成するとともに、関係機関・団体等と連携し、農薬適正使用等に関する研修を実施する。
 - ・農薬管理指導士養成・更新研修
 - ・農薬危害防止研修会
 - ・無人ヘリコプター安全使用研修会
- (4) 農薬販売者及び使用者に対する立入検査を実施する。
 - ・立入検査時に、農薬販売者に対しては、農薬の適正使用の周知を働きかけるなど、生産者に対する情報提供を行うよう促す。

6 運動中に実施した活動や取組に係る報告

農業振興事務所及び農業総合研究センターは、農薬危害防止運動期間中（6～8月及び11月～翌1月）に実施した取組について、別紙様式1によりとりまとめの上、それぞれの運動終了後翌月末までに経営技術課グリーン農業推進担当宛てに電子データで報告する。